白根市政だより

新潟県白根市
発行所　白根市役所
発行人　吉沢正五
印刷所　山宮印刷所

人口動態

総世帯	6.075
人口	35.791
男	16.995
女	18.796

（12月中）

出生	29	転出	83
死亡	19	婚姻	98
転入	67	離婚	4

市民税 県民税の計算方法変わる

専従者控除を改正
申告はかならず期限までに

昨年の四月に地方税法の一部が改められ、それによつて、私たち市民に関係の深い、市税条例も改正をみました。

昭和三十七年度から変わる市民税と県民税について、内容を理解してもらつて、協力を願いたいので、改正の要点をお知らせします。

市民税と県民税の分離計算

今まで、県民税は市民税の課税の基礎（課税標準といいます）をただちに採用していました

市町村民税には従来五つの課税方式があつて、市町村は実情に応じて、自主的にその一つを選択していたわけです。したがつて同じ県民でありながら、住んでいる市町村によつて、いろいろ異なつた基礎や、税率によつて、計算された県民税を納めていました。このようなムジュンをなくするために、県民税は市町村民税と切り離なして、独自の計算をするように、全国一率に統一されます。

また、市町村民税自体も従来あつた五つの課税方式は、二つの課税方式に整理され、市町村はそのうちの一つを選ぶことになります。

二つの課税方式の一つは、所得から雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、基礎控除を行つた残りを、市民税所得割の課税標準とする方法（本文方式といいます）であり、他の一つは所得から、基礎控除だけを行つたものを課税標準とする方法（ただし書方式といいます）です。

前の方法は税額が少なく、納税義務者もごく限られた人になる方法で、後の方法は税額も比較的多くなり、納税者の範囲も広くなります。

したがつて前の方法は財源のゆたかな市町村が、後の方法は財源にめぐまれない市町村が採用することになるわけです。県下で前の方法を採用するところは、新潟市などで当市のような、農業や、その他中小企業を中心とする市町村では、その方法を用いると納まる税金も少なく、納める人もいくらもいないことになつて、市町村の行政ができなくなるので、後のただし書方式という計算方法を採用するわけです。

国税と異なる各種の控除

今回の税法改正で、一番大きく変わつた点は、専従者控除の計算方法です。これまで青色申告者の専従者の給与は経費として所得の計算から差し引かれていたが、前に述べたただし書方式の課税方法を用いる市町村の場合には、所得の計算課程で、差し引かないことになり、そのかわり計算されて、出て来た税額から市税条例で定める税額が控除されます。

また、県民税では、青色、白色とも専従者控除をするけれども、所得税とは違つた少ない額を控除したものを、所得として計算されます。これらの国税と地方税の差違を比較してみましょう。

△青色専従者給与額
所得税……一二万円が限度額
県民税……八万円が限度額
市民税……税額控除千円

△白色事業専従者控除額
所得税……七万円が限度額
県民税……五万円が限度額
市民税……税額控除六百円

△扶養控除額
（生計を一にする親族で、年五万円を越える所得がある場合は除きます。）
所得税……
イ　配偶者…九万円　ただし控除対象配偶者がない場合には、原則として扶養親族のうち一人について七万円
ロ　二人目以下の扶養親族一五才以上の親族一人につき……五万円
一五才未満の親族一人につき……三万円
県民税……
イ　扶養親族が一人のとき……七万円　ただし配偶者の前年所得が、五万円を越えるとき……五万円
ロ　二人以上のときはイの金額に、扶養親族一人ふえるごとに三万円を加算
市民税……税額控除一人四百円

このように住民税において専従者控除の関係が、大きく変わつてきたのは、毎年国民所得の「のび」に応ずるように、国税、特に所得税の減税が行なわれているが、減税が専従者控除等を通じて、ただちに地方税の住民税所得割にひびいて、減収を来たすことになるので、この影響を断ち切つて、所得税の減税は所得税だけにして、市町村の財源を確保しようとすることからきたものです。

また、前述の白色事業専従者に対する控除も、青色申告者や、法人との税負担の均衡上取り入れられて、新しく設けられたもので、青色との間に、若干の差がつけられているものです。

申告しないと控除されない住民税

個人の市民税においても、県民税においても、申告がされなかつたり、期限を過ぎた場合には、すべて控除がなされないことになつたことは、重要な改正点の一つですから、今から準備しておいて下さい。

△申告時期
所得税……三月十五日まで
市民税、県民税……三月二十日まで

△申告をしなくとも控除されるもの
イ　基礎控除
ロ　給与所得者で給与の支払者から出された報告書に、記載されてある各種控除

△申告しないと控除されないもの
イ　災害などの雑損控除
ロ　療養に要した医療費控除
ハ　社会保険料控除
ニ　生命保険料控除
ホ　扶養控除
ヘ　昭和三十五年以前の損失の繰越控除
ト　事業に係る専従者控除

なお、この申告については、その時期になつたら、詳細な説明書を配り、説明にもでかける予定です。

総所得、退職所得、山林所得の分離課税等

改正前においては、所得金額は、総所得金額、退職所得金額、および山林所得の金額の合計額が、課税標準とされていたが、改正では所得の発生源で区分することとし、所得割の課税標準は、算出された右の三つの金額に区分して低税率が適用され、算出後税額を合計することになります

これは、その所得が短期間でなく、長年を費やして得たもので、急激な税負担を、緩和するという考え方から生れたもので、作家等のように継続的でない、一時的な所得についても、こう云つた考え方が適用されるものもあります

親族等の資産所得の合算課税

配当所得や不動産所得等の資産所得は、名儀変更が容易であり、単なる名儀の変更を行うことによつて、容易に税負担を左右し得るのは、不合理であるから、特定の親族間における資産所得は、主たる所得者に合算して、課税されることになります。

△合算課税の親族の範囲
イ　夫と妻
ロ　父または母と、その世帯に属する孫
ハ　祖父または祖母と、その世帯に属する孫

△合算課税の行なわれない場合
主たる所得者の総所得と世帯員の資産所得の合計が二百万円に満たないときは、適用されない。

賦課制限の改正

これまで、市民税所得割額は、課税総所得金額の七、五%を、こえることが出来ないとされていたが、こんど、これが廃止され、市民税所得割と、県民税所得割と、前年の所得税の合計額が、市民税の課税総所得金額、課税退職所得金額と課税山林所得金額の合計額の八〇%で制限され、これをこえる部分は、市民税と県民税とで、分配してけずられます。

非課税限度額の引き上げ

障害者、未成年者、老年者で、前年所得が一三万円以下の場合は、これまでは課税されないことになつていたが、経済状勢の推移等から、この限度額が一五万円になります

なお、これにかぎつては、昭和三十六年度から適用されます。

計算の実例

市民税所得割改正の形は、国民健康保険税にも適用されます。

以上述べてきた改正点について第一表と第二表に、実際例をかかげてみました。

なお。昭和三七年度から実施の段階に至るまでに、さらに若干の改正（市民税、県民税共）が考えられていますが昭和三七年二月一日現在における地方税法と市税条例にもとずいて述べたものです。

また、国と市町村間の財源配分のため、所得税は減り、県民税が増える結果がでてきます。

（1表）　従前と改正後の住民税所得割税額の比較

営業所得 / 専従者等の状況	専従者控除をしない前の所得金額 220.000円　専従者の数1人　扶養親族の数2人　納付した社会保険料および生命保険料の計 8.000円

青色.白色の区別		所得税白色申告者		所得税青色申告者	
改正の前後区分		従前	改正後	従前	改正後
市民税	基礎となる所得金額	220.000	220.000	140.000	220.000
	基礎控除	90.000	90.000	90.000	90.000
	課税標準	130.000	130.000	50.000	130.000
	算出税額	5.120	5.120	1.400	5.120
	専従者の税額控除	0	600	0	1.000
	扶養親族の税額控除	1.200	800	800	800
	差引所得割額	3.920	3.720	600	3.320
県民税	（計算課程を省略する）				
	課税標準	3.920	0	600	0
	所得割額	230	0	30	0
市民税.県民税の合計		4.150	3.720	630	3.320

（2表）　所得の異なる者について計算すると下記のようになります

所得専従者の状況等		従前 市民税所得割	従前 県民税	改正後 市民税所得割	改正後 県民税
所得 350.000円 専従者 2人 扶養親族 2人 社会.生命保険料 12.000円	白色	12.440	740	12.040	540
	青色	2.700	160	11.240	60
所得 510.000円 専従者 3人 扶養親族 3人 社会.生命保険料 18.800円	白色	26.600	1.590	26.000	1.304
	青色	6.950	410	24.800	410
所得 1.070.000円 専従者 3人 扶養親族 4人 社会.生命保険料 20.000円	白色	70.700	4.240	81.600	10.200
	青色	53.900	3.230	80.400	8.400

（計算の課程を略し差引負担額のみを表す）

昭和36年度の成人式は1月15日白根中学校体育館でおこなわれた。成人該当者は690名その約8割の500余名の出席者を迎えて、式は終始なごやかなうちに進み、成人者の門出を祝う新商ブラスバンド部の演奏に耳をかたむけその名演奏に盛大な拍手を送り、記念撮影を最後にそれぞれ雪の街へ成人としての第一歩をふみだした。

やめよう青空車庫
＝多い路上放置＝

白根市内で昨年発生した交通事故は、一二三件、死者三名、負傷者八六名となつています。事故にはいろいろな原因がありますが、道路上の放置物件、不正駐車もおもな原因となつています

○どんな放置物が多いか
道路上の放置物件でもつとも多いものは自動車の放置（青空車庫）自転車、バイク、リヤカー等の放置、建設資材、用具の放置、商店の空箱や原料の積み重ねとなつています。

○どの地区に多いか
放置物件は、市内全地区にわたつていますが、比較的多い地区は、これまでの取締りの実績からみて、次のようになつています。
白根地区－諏訪の木、一の町、三の町、桜町、中央通り、魚町
新飯田地区－新飯田
臼井地区－臼井

○ぜひ守つてほしいこと
道路に物を置くことは、交通の妨害となり、法で禁止されているばかりでなく、街の美観を著しくそこねます。

白根署では、これらの違反を一掃するために、悪質者に対して、強く取締りを加える方針です。

市民の皆さんと、関係業者に対して次のことを訴え、ぜひ、守るように理解と協力を求める次第です。

1　自動車の持ち主、運転者は不正駐車や、路上放置をしないこと
2　自動車、自転車、バイクの修理業者は、道路上に車を放置しないこと
3　各商店は、道路上に空箱、空びん、看板、商品を出しておかないこと
4　工事人、建設業者は、無許可で道路上に資材や用具を放置しておかないこと

（白根署交通係）

「市民の窓」欄の新設

市民の皆様に、市の一般事項をお知らせするために、「市政だより」を発行してきましたが、係では、内容の充実をはかり、皆様から親しまれる「市政だより」とするため、努力しております。

このたび、よき市政、より明るいまちを造るため、「市民の窓」欄を設け、市民の皆様から建設的なご意見や、市政に対する質問などをいただき、これを掲載するとともに市政運営の参考資料といたしたいと思います。白根市発展のため、多数のご意見や、ご希望の投稿をお待ちしております。

投稿先　白根市役所
企画審議室
市政だより係